



平成 21 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社麒麟堂  
代 表 者 名 代表取締役社長 寺西 豊彦  
(コード番号 2660 東証第一部・大証第二部)  
問 合 せ 先 常務取締役 井村 登  
事業戦略室長  
(TEL. 06-6394-0039 (代表))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 12 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 事業目的の追加

今後の事業展開に備えるために、事業目的を追加するものであります。

##### (2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、株券の発行及び単元未満株券の不発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿の用語についても削除いたします。また、株券喪失登録簿に関する規定を附則に移すとともに、株券の発行に関する規定等を削除することに伴う条数の繰り上げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 5 月 12 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 12 日 (火)

(別紙)

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 〃 (条文省略)</p> <p>(23) (新 設) (新 設)</p> <p><u>(24)前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行) 第9条 当社の单元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利) 第10条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) 〃 (現行どおり)</p> <p>(23) <u>(24)特定健康診査に関する業務</u> <u>(25)特定保険指導に関する業務</u></p> <p><u>(26) (現行どおり)</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数) 第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利) 第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 <u>12</u> 条  ( ) (条文省略)</p> <p>第 <u>44</u> 条  (新 設)  (新 設)  (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 <u>11</u> 条  ( ) (現行どおり)</p> <p>第 <u>43</u> 条</p> <p>[附則]</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以 上